

甲A第61号証

日本語訳(抄訳)

国際連合
市民的及び政治的権利に関する国際規約

CCPR
配布 制限有り※
CCPR/C/88/D/1324/2004
2006年11月13日

人権委員会(規約人権委員会)
第88セッション
2006年10月16日-11月3日

見解

通報番号 1324/2004

通報者 : Danyal Shafiq
(南オーストラリア難民アドボカシー・サービス株式会社の弁護士が代理人)
通報上の被害者 : 通報者
当事者国 : オーストラリア
通報日 : 2004年11月5日(初回通報)
書類番号 : 特別報告者ルール92/97決定
2004年11月8日に当事者国に告知
(書類の形式では提供されず)
見解採用日 : 2006年10月31日

…《中略》

通報者によって提出された事実

2.1 1987年1月、15歳のときに、バングラデシュの孤児院で育てられた通報者は、仕事を探しており、知らず知らずのうちに、違法な政治組織 Sharbahara 党に引き入れられた。彼は、バングラデシュ中の党活動家に書類を配布するように頼まれた。彼は、同党の暴力的且つ破壊的活動に気づかず、党の福祉活動に関する情報を配布していると信じていた。彼は、後に、Sharbahara の活動家によって殺害される人々や、強奪活動に関する情報を配布していたのだと気が付いた。1992年、彼はインド国境地帯で働き始めたが、彼が後に気が付いたところによれば、彼は、武器や薬物の密輸に関与させられていたのだった。彼が、彼を引き入れた者に懸念を伝えると、彼は、党を離脱する唯一の方法は死ぬことのみだと言われた。彼はまた、警察に行けば、警察による情報を引き出すための拷問によって死ぬことになるか、さもなければ、Sharbahara の活動家によって殺害されると言われたし、そう

信じ込まされた。

2.2 1995年に、党は2つに分裂した。1996年に、党の活動にこれ以上関わりたくなかった通報者は、バングラデシュを離れることを決めた。彼は、1999年9月に、オーストラリアにボートで到着し、「不法滞在外国人 (unlawful non citizen)」として、以来、収容された。彼は、彼の国籍を立証し得る、バングラデシュにおける出生登録も市民登録もされていない事実上の無国籍者である。駐オーストラリア・バングラデシュ大使館は、彼の出生記録も市民登録もないとして、彼がバングラデシュ市民であることを否定した。

2.3 2000年2月28日、通報者は、保護のためのビザ（難民の地位）を申請したが、2000年6月21日に不認定とされた。彼の行政不服審判所（AAT）に対する本案再審査申請は、「申請者がオーストラリア入国前にオーストラリアの外で、難民条約1条F項パラ（b）の意義と趣旨に沿う重大な非政治犯罪を犯したと考えられる深刻な理由がある」とされて、2001年6月1日に却下された。難民条約の条項は彼に適用されず、オーストラリアが条約上の保護義務を有する対象者ではないと結論づけたのである。通報者は、連邦裁判所に法的審査を申し立てたが、同裁判所は2002年6月19日に彼の申立てを却下した。2004年3月31日に、通報者は、人道配慮に基づく考慮を得られるようにと申請した。1958年移民法セクション417に基づき、移民・多文化主義・先住民に関する事項担当大臣は、裁量を行使して、人道的な理由に基づく保護を与えるビザを与えることができる。2004年5月14日に、大臣はこの裁量を行使することを拒否した。

申立て

3.1 通報者は、彼が、1999年9月にオーストラリアに到着して以来、恣意的且つ無期限に強制収容されてきたため、9条1項及び4項違反であると述べる。彼はA対オーストラリア子（子）を引いて、ケースの状況とは無関係に、そのものとして彼の収容は恣意的であると主張する。通報者の収容は無期限であり、彼がオーストラリアにいる間は、若しくは、彼の難民としての地位に関する好ましい決定がなされるまでは、継続する。彼は、彼の難民としての地位に関する法的な決定について裁判所を頼ることができない。オーストラリアの裁判所は、単に、庇護の申立てに関する行政決定について、法的誤謬を理由に決定者に差し戻すだけである。彼の収容の合法性については裁判所で裁定され得るかもしれないが、彼の収容の理由（難民としての地位）は裁判所によって再審理され得ない。更に、無国籍者として、庇護供与に関して、あるいは人道的配慮に基づくビザに関して好ましい決定がなされるまで、それらが無い限り、彼は無期限に収容されるのである。

……《中略》

本案の検討

7.1 人権委員会（自由権規約委員会）は、選択議定書5条1項に定められている通り、当事者から寄せられ委員会に入手可能なあらゆる情報に鑑みて、本通報を検討した。

7.2 彼が恣意的且つ無期限な収容に処せられているとの、9条に基づく通報者の申立てに関して、委員会は、「恣意性」の概念が、「法律違反」と同視されてはならず、不適切性 (inappropriateness)、不正義 (injustice) などの要素を含め、より広範なものとして解釈されなければならないとの、その先例的判断を想起する。この点につき、委員会は、9条に定められる重要な保障さるべき対象には、それが刑事手続のケースであろうが、たとえば、精神疾患、薬物依存、教育目的、出入国管理等を含むその他のケースであろうが含まれ、同条はあらゆる自由の剥奪に適用されるべきものであることを想起する。このように、再拘留は、当該ケースの全ての状況において不必要な場合には、また、拘留目的と比して比例性が満たされない場合は、恣意的と考えられ得るのであるが、この（拘留）目的とは、たとえば、逃亡防止や証拠隠滅である。委員会は、人間を収容しておくあらゆる決定は、収容の必要性を再審査するために定期的審査に曝されなければならないことを想起する。収容は、国家側が適切な正当化を出来る期間を超えてなされるべきではないのである。

7.3 本件にあっては、当事者たる国側は、通報者の収容を正当化するものとして、庇護申請者は収容しておかないと逃亡するとの一般的な経験を提供した。委員会は、通報者が、その時まで約6年間継続した長期に亘る収容の結果であると認められる、彼の精神疾患のために、（彼に対して）施設への入所措置が取られていることを記す。2005年7月のその開放施設への入所時から現在に至るまで、彼は逃亡を試みたことがない。国側は、本通報者の当該ケースに関して、現時点で7年を超す期間の継続的収容を正当化することのできる、何ら他の正当化の根拠を提供していない。通報者がこの期間に精神疾患に罹患したとの追加的事実は、彼の収容に対する迅速かつ本質的な見直し（再審査）を行う十分な理由とされるべきであった。このように、委員会は、7年を超す期間に及ぶ通報者に対する入管強制収容は9条1項の意味合いにおいて恣意的だと結論づける。

7.4 9条4項に基づく通報者の申立てに関して、委員会は、A 対オーストラリアの判断がなされた時期以降、法と政策が変更され、今は、新しい解放事由に関して、大臣が他者に委任できず強制できない (non-delegable and non-compellable) 権限を有しているとの国家側の主張を記す。委員会はこの変更を歓迎する一方で、当該通報者が、RPBV を申請することに「招待された」被収容者の群に含まれなかったことに失望する。更に、当該変更は、収容の根拠と状況 (the grounds and circumstances of detention) に法的な審査を提供するものではないことを委員会は記す。委員会は、国家側が、A 対オーストラリアにおけ

る（委員会）見解を受け入れなかったことを想起する。しかしながら、委員会は、このケースに適用された原則は、今回のケースにもまだ適用されるものと考え。まさに、オーストラリアの裁判所による個人の解放を管理し命ずる権限は、移民入管法が狭く限定するところの、この個人が不法滞在外国人（unlawful non citizen）であるか否かの公的な決定手続におけるそれ（権限）に限定されている。そのような決定の基準に合致する場合は（市民権のない不法滞在者であるとの基準に合致する場合は）、裁判所は、個人の収容継続の実質的な理由を再審査し、彼若しくは彼女の解放を命じる権限を持たないのである。委員会は、9条4項に基づく収容の合法性に関する司法審査は、解放を命じる可能性を含まなければならないところ、同審査は、単に、収容を規定する国内法を当該収容が外形的に遵守しているかだけに限定されないことを想起する。委員会は、9条4項に基づいて裁判所に自分の収容を審査され得るという通報者の権利が侵害されたと結論づける。

8. 人権委員会（自由権規約委員会）は、選択議定書5条4号に基づいて機能しているところ、委員会の前に示された事実によって、市民的政治的権利に関する国際規約9条1項及び4項の侵害の存在が明らかになったとの見解を持つものである。

…《以下略》

抄訳者：駒井知会

※（ATT）及び条文以外の（）内の文言は、
訳文を理解しやすくするために抄訳者が
加筆したものである。
また、注釈の番号は省略してある。